

エコシップは、環境省の広域認定制度の認定を受けて、使用済みユニフォーム・毛布類をリサイクルするシステムです。

【広域認定制度 認定番号 第266号】

広域認定制度とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(略称 廃棄物処理法)の第15条4の3に基づく廃棄物の広域的処理に係る特例制度。

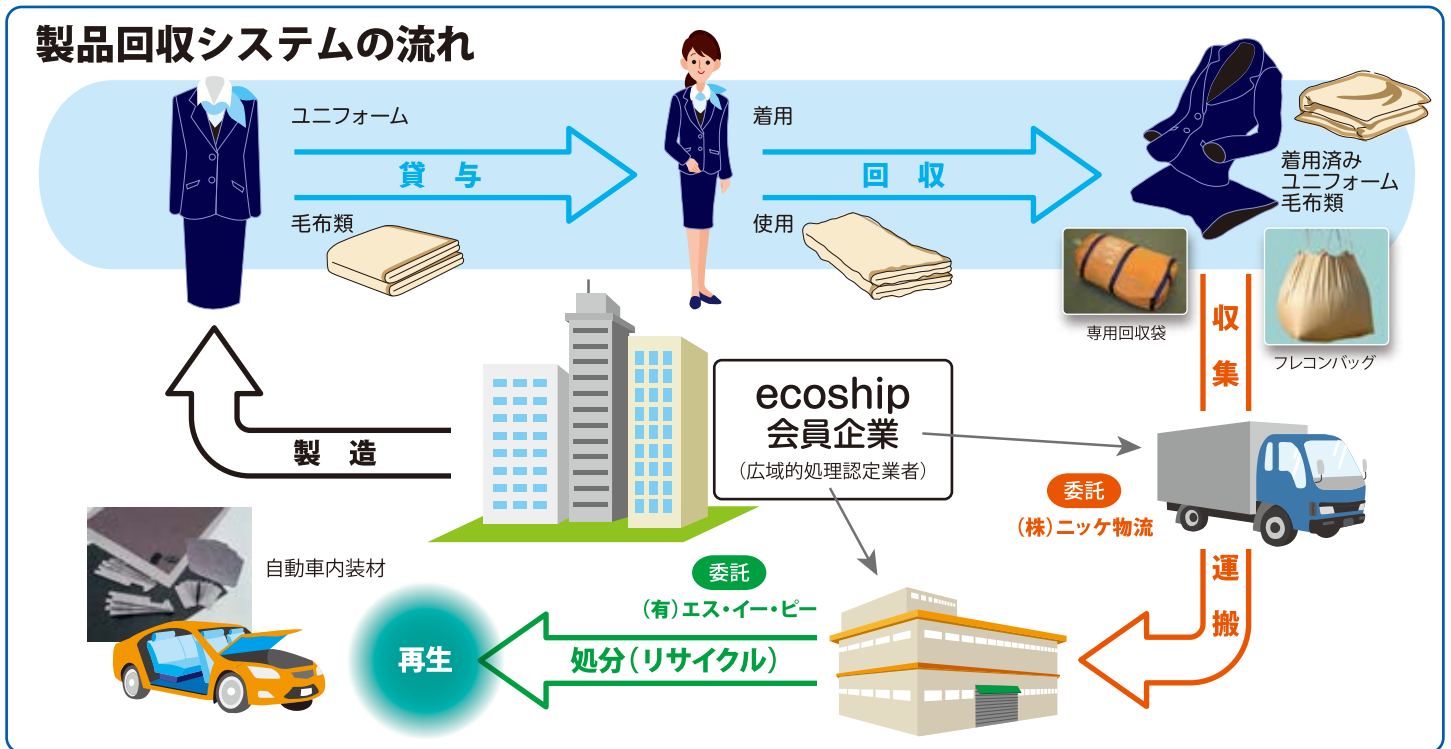
特例制度とは

産業廃棄物を収集し、運搬し、処分するためには、地方公共団体ごとの廃棄物処理業の許可が必要である。特例制度は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資する広域的な処理を行う者として環境大臣の認定を受けると、認定を受けた範囲内で廃棄物処理業の許可が不要となる制度である。

認定の範囲

- ・ecoshipの会員企業が製造した、ポリエステルやナイロンなどの合成繊維又は合成樹脂が含まれるユニフォームおよび毛布類。
- ・ユーザー様が従業員へ貸与し、着用後に回収したもの、およびユーザー様が使用後に回収したもの。
- ・会員企業(広域的処理認定業者) 5社 → 日本毛織株式会社、株式会社ナカヒロ、アカツキ商事株式会社、佐藤産業株式会社、ニッケ商事株式会社
- ・委託を受けて収集・運搬を行うもの 1社 → 株式会社ニッケ物流(愛知県一宮市今伊勢町本神戸字河原1 ニッケ一宮事業所内)
- ・委託を受けて処分を行うもの 1社 → 有限会社エス・イー・ピー(施設の所在地:静岡県菊川市本所2281-3)

製品回収システムの流れ



回収についての手続き

契約 会員企業とユーザー様

- ・ecoship(広域認定制度)を利用する契約をする。
- ・収集方法を取り決めて回収袋を貸与する。
- ①トラック運転手が手作業で積む(20kg専用回収袋を貸与)
- ②ユーザー様所有のフォークリフトでトラックに積む(500kg回収袋:フレコンバッグを貸与)

回収 ユーザー様

- ・使用済みユニフォーム・毛布類を回収し、送付された回収袋に詰める。

収集及び運搬の依頼 ユーザー様から会員企業へ

- ・回収量、収集時期(範囲を設定)を連絡する。

収集及び運搬の要請 会員企業からニッケ物流へ

- ・ユーザー様名、収集場所、回収量を伝える。
- ・収集時期を連絡し、ニッケ物流の都合と照らして収集日を決める。
- ・ニッケ物流が費用の見積書を作成し、会員企業と合意する。

マニフェスト発行 会員企業からリサイクル情報センターへ

- ・会員企業がリサイクル情報センターへ、ユーザー様名、収集場所、回収量、回収日を連絡する。
- ・リサイクル情報センター(エコシップ事務局)は、マニフェストを作成しニッケ物流へ渡す。

収集・運搬 ニッケ物流

- ・取り決めた収集日・時間にユーザー様へ収集に行く。
- ・トラックに、法令で定められた表示をする。
(広域認定制度に基づく産業廃棄物収集運搬車両 認定番号第266号 株式会社ニッケ物流)
- ・トラックに、認定証の写しを備え付ける。
- ・トラックに、運搬先事業場である有限会社エス・イー・ピーの名称、所在地、連絡先を記載した書面を備え付ける。
- ・マニフェストを必ず携行する。

処分 エス・イー・ピー

- ・ニッケ物流により運ばれた使用済みユニフォーム・毛布類を分別・手解体等し、反毛フェルト原料として自動車内装材素材メーカーに販売する。